

「潟上市第4期障害福祉計画」(案)の概要

計画策定の趣旨

障害者総合支援法に基づく「潟上市障害福祉計画」が、今年度で計画期間（平成24年度～26年度）が終了することに伴い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本事項を定め、新たな障害福祉計画を策定するものです。

計画の位置づけ

この計画は、潟上市障がい者計画の中のサービス基盤整備計画として位置づけられた3年を1期とした計画です。

計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とします。

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
			障害者計画 第1期				障がい者計画 第2期				
障害福祉計画第1期			障害福祉計画第2期			障害福祉計画第3期			障害福祉計画第4期		

基本理念と基本目標

障がいのあるすべての人が地域の中で自立した生活が送れるよう、従来の障害福祉サービスの再編を図り、各障がいに共通する一元的なサービス提供体制を構築するため、次の基本理念と基本目標に基づき、障がい者施策を推進していきます。

○基本理念

健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまち

○基本目標

- I 訪問系サービスの充実
- II 日中活動系サービスの充実
- III 居住系サービスの充実
- IV 地域生活支援の充実